

商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 高橋 但馬

- 1 日時
平成 28 年 1 月 13 日（水曜日）
午前 10 時 1 分開会、午後 1 時 35 分散会
（うち休憩 午前11時49分～午前11時49分、午前11時49分～午後 1 時 3 分）
- 2 場所
第 3 委員会室
- 3 出席委員
高橋但馬委員長、ハクセル美穂子副委員長、名須川晋委員、千葉進委員、千葉伝委員、
樋下正信委員、工藤誠委員、斉藤信委員、小西和子委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
田内担当書記、熊谷担当書記、吉田併任書記
- 6 説明のために出席した者
教育委員会
高橋教育長、川上教育次長兼学校教育室長、田村教育次長兼教育企画室長、
宮澤学校施設課長、石田学校企画課長、岩井首席指導主事兼高校教育課長、
木村高校改革課長、今野教職員課総括課長、山形特命参事兼県立学校人事課長
- 7 一般傍聴者
4 名
- 8 会議に付した事件
(1) 継続調査（教育委員会関係）
「新しい高等学校再編計画について」
(2) その他
委員会調査について
- 9 議事の内容
○高橋但馬委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。なお、本日、岩淵併
任書記は所用のため欠席となります。
これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会
議を行います。
初めに、新しい高等学校再編計画について調査を行います。調査の進め方についてであ

りますが、執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局から説明を求めます。

○木村高校改革課長 新たな県立高等学校再編計画案について説明いたします。便宜、お手元の資料の計画案の概要で説明いたします。

上のほうの高校教育の現状と課題ですが、東日本大震災津波による被災、そして右側にある少子化による生徒の減少ということで、平成27年から平成37年までに2,280人の減、学校の小規模化により生徒の希望する進路実現が十分にできないおそれがあります。

中段ですが、こうした課題への対応として、魅力ある高校づくりに向けて、下段ですが、岩手の高校教育は、知・徳・体を備え調和のとれた人間形成、自立した社会人としての資質を有する生徒を育成することを目指しております。

下のほうですが、生徒の希望する進路の実現、自己実現ができる高校を目指し、本県の高校教育のより一層の充実を図っていきます。

このような方向性の中で、特に適切な教育環境の整備を推進するため、新たな県立高等学校再編計画を策定するものです。

次のページをお開きください。高校再編に向けて、これまでの議論の項目をまとめておりますが、高校再編については、平成26年度に検討を再開後、平成27年4月に今後の高等学校教育の基本的方向を改訂し、5月から地域検討会議、意見交換会、そして行政による説明会など53回、延べ1,000人を超える参加者により丁寧な意見交換に努めてきたところ です。

右側の枠ですが、主な意見として、地域の高校は非常に重要であり、存続が必要という意見や、生徒の選択肢を確保してほしいという意見があり、特に小規模校も含めた地域の高校の存続に係る意見を多くいただいたことから、この意見を重視し、再編計画案を策定したところです。

そして、中段の計画案の計画期間ですが、平成28年度から平成37年度までの10年間で、平成28年度から平成32年度までの前期計画では、Ⅲの再編プログラムに前期計画期間中の統合、学級減等を行う学校名と実施年度、そして後期計画についてはその方向性を記載しているところです。

その下ですが、再編計画の基本的な考え方です。その下の四つの視点のとおり、1点目は生徒や保護者の期待に応える魅力ある学校づくりの推進、2点目は生徒数が減少する中での望ましい学校規模の確保と適切な配置、3点目が広大な県土等の地理的条件を考慮した教育の機会の保障、そして4点目が復興教育の充実です。

特に今回は、県、市町村が重点的に取り組んでいる地方版総合戦略の推進等、人口減少社会への対応等も踏まえながら、学級減を中心とした対応とするとともに、専門学科における機能を向上させるための校舎制を活用した統合を盛り込んでいるところです。

その下の県立高等学校の配置の考え方ですが、望ましい学校規模について、生徒の進路希望に対応し多様な科目の開設、教科や科目に応じた教員配置や部活動、そして学校行事

など、多様な教育活動を展開していくために、原則として1学年4から6学級程度としております。そして、学校の最低規模については、生徒の多様な学習ニーズに応え、集団生活による社会性を育成する観点から1学年2学級とするものです。

3ページ目をお開きください。周辺の高校への通学が極端に困難である学校の取り扱いについては、地域の学びの機会を保障するために、学校の最低規模の特例として1学級となっても存続させます。その特例校は、葛巻高校、西和賀高校、岩泉高校の3校です。

生徒が極端に減少した場合の統合の基準として、入学者数が2年連続で20人以下となった場合には、原則として募集停止といたします。現在の1学級校である大迫高校、花泉高校、住田高校、宮古北高校にもこの統合基準を適用するものです。

そして、1点飛びますけれども、学科改編や学級減の目安について、入学者でおおむね20人以上の欠員が生じた場合には、翌年度、学科改編または学級減を行います。ただし、中学校卒業予定者に回復の見込みがある場合については、学級減を行わないことになっております。

このブロックごとの学級減についての考え方ですが、ブロックごとの中学校卒業予定者と募集定員の差、ブロックに設置してある普通科、専門学科、総合学科の状況、ブロックにある1学級校の状況、そして私立高校の有無についても勘案するとともに、今後5年間の入学者の推計でおおむね20人以上の欠員が生じること等を考え合わせ、学科改編、学級減を行うことを計画に盛り込んでいるものです。これは、今後5年間の学級編成の見通しをあらかじめ中学生、小学生及びその保護者にお示しし、進路選択の参考としていただくためのものです。なお、県立高等学校の管理運営規則の規定に基づき、40人を超える欠員が生じた場合には、この再編計画になくても翌年度の学級減を検討することになるものです。

一つ戻りまして、統合に伴う校舎制について説明いたします。校舎制は、複数の校舎を使用し、一つの学校として機能させるもので、授業はそれぞれの校舎で行い、教員が必要に応じて校舎を移動して行う校舎ごとの授業と、生徒が移動して多様な交流機会や社会体験の場を広げる複数の校舎の合同学習を効果的に組み合わせしていくものです。

下の前期再編プログラムの概要の2点目、宮古商業高校と宮古工業高校について、宮古ブロックにおけます地域検討会議では、宮古市内の普通科高校、専門学科高校について、それぞれを再編することはやむを得ないという意見があり、再編に一定の理解をいただいたものと認識しております。このため、専門学科高校である宮古商業高校と宮古工業高校を統合することで、商業、工業のそれぞれのよさを生かしながら、職業教育の充実を図るものです。

また、現在2学級の専門学科高校のうち、前期計画期間中に2学級の規模の維持が困難となることが予想される高校があります。こうした高校は、2学級から1学級の規模となった場合に、学校の全体の職員数のほぼ半数となります。専門学科は、普通科と比較して教員は一般的に多く配置しておりますが、専門科目で開設する科目が多くなるために、普

通科目に必要な教員を配置すると専門科目の教員が少なくなり、専門的な教育内容を維持することが困難となります。このため、前期計画期間中に2学級規模の維持が困難となる遠野緑峰高校、久慈工業高校について統合を実施し、生徒の選択肢を確保することにより戦略的に残していく計画案にしております。

表でいきますと、遠野緑峰高校は、遠野高校と統合することで望ましい学校規模を確保し、生徒の多様な進路希望に対応できるよう教育内容の一層の充実を図るものです。3点目の久慈工業高校は、久慈東高校と統合することで望ましい学校規模を確保し、総合的な産業教育の充実も含めた職業教育の充実を図るものです。

それぞれの統合形態については校舎制の導入も検討するもので、その統合の形態、校名等については、統合等の検討委員会を計画策定後に設置し、十分な時間をかけて具体的な検討をしていきます。

最後のページです。学科改編、学級減は、この表のとおり前期の最終年度、平成32年度までに34校で予定しております。この下の学級数は統合校も含んだ数字で、平成32年度は216学級の予定となっております。

あと、再編計画の27ページですが、こちらに前期再編プログラム総括表があります。上から普通科専門学科併置校、総合学科専門学科併置校、その下の普通高校の1学級校については明示しておりませんが、入学者の状況が2年連続20人以下となる場合には原則として前期期間中に募集停止となる場合もあります。

その表の下の方、定時制の平成30年度の宮古ブロックですが、宮古高校の定時制と、通信制の杜陵高校の宮古分室を一体化することを予定しております。平成31年度の盛岡ブロックについては、盛岡工業高校の定時制の募集停止を予定しております。

概要版に戻りますけれども、概要版の最後のページの中段ですが、統合を行う場合の対応として、地域の状況も踏まえた通学支援策を実施するほか、校舎制を導入する場合には生徒の移動にバスを運行するなど、学校運営の円滑な実施に向けた環境整備を行っていきます。

下のほうですが、この再編計画案については、1月8日から2月12日までパブリックコメントによる意見募集を行っているところです。パブリックコメントの一環として地域代表に出席いただき、日中に行っている地域検討会議と、広く県民から意見をいただくために夜間に開催している地域説明会を、昨日1月12日から2月5日まで、県内9ブロックで開催しております。また、要請による説明会にも対応しております。

このようにパブリックコメント等に寄せられた意見について慎重に検討し、総合的な判断を行った上で教育委員会議で審査いただくこととしており、平成28年3月末を目途に計画の成案化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○名須川晋委員 昨日の岩手中部ブロックから地域検討会議、県民説明会が始まりまして、

2月5日までの日程のようですが、きのう花巻では、それぞれの首長、教育委員会、そしてPTAということで、17人ぐらい出席をされたと思います。そのときに質問や指摘があった代表的な事項について、あらあらで結構ですので、お知らせをいただければと思います。

○木村高校改革課長 昨日、岩手中部ブロックにおける地域検討会議、そして県民との意見交換会での主な質疑ですが、今回の計画案については、学級減を中心とした対応、そして機能を高めるための校舎制の提案をしたところですが。出席いただいた皆様からは、これまで地域の高校の存続、生徒の選択肢の確保等の強くいただいた意見等も十分踏まえて案を考えていただいたということで、一定程度の理解をいただいたと認識しております。

あと、意見、質疑等の主なものですが、小規模になっていく中で教育の質をどのように確保していくのか、そして地域とどのように連携を図っていくのかといったことが、地域検討会議、県民との意見交換会の中でも多く出されたと認識しております。

○名須川晋委員 随分あらあらですが、私も出ていたのでいいです。

○ハクセル美穂子委員 私の地域でも丁寧な対応をしていただいたという感想が、私のほうにも寄せられていまして、地域の高校の重要性というか、地域にとっての重要性といったところも加味していただいたことは本当に感謝しております。計画を見ていてちょっと気になったのが、周辺部の高校を残すような形で検討していただいたのはとてもうれしいのですが、数の部分が結構特化されていて、これから周辺部の高校ではどのような教育内容にするのか、そういった部分の再編の考え方というのがちょっとまだ見えないかなど。キャリア教育とか、ふるさとを守る人材の育成を進めますということで、確かに周辺部の高校に通う子供のほうが、周辺部の地域に残る可能性が高い子供だったりしますし、高校を卒業してすぐに社会に出ていかれる方も多いのではないかなと思います。そういったときに、高校で学んだことを社会に出てすぐに地域で使えるような、即戦力の人材を育成することが周辺部の高校がこれからも存続していくために重要ではないかなと考えております。問題解決能力とか課題を見出して、それを解決する能力というのを普通の5教科をやっている中でどうやって育成していくのか、そういった計画はこれから考えられるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○岩井高校教育課長 教育内容については、現在文部科学省が決めている学習指導要領に基づいて教育計画を策定し、それに基づいた教育活動を展開しております。ただいま御指摘のあったアクティブ・ラーニングといった学び方についても、次期学習指導要領の改訂について文部科学省の中央教育審議会での検討が進んでおりますので、その内容も含めて、今後教育内容について検討していく必要があると思っております。今回策定した再編計画は、ハードと申しますか、学校の配置について検討するものですので、教育内容も再編に関係はありますけれども、並行して学習指導要領に基づいた授業を今後も進めていく必要があると思っております。

○ハクセル美穂子委員 お答えの部分も理解しますが、再編計画で周辺部を残したという

ことは、周辺部の高校の教育の中身をどうするかというのをしっかり考えないと、また同じことを繰り返す要因になると考えます。結局周辺部の高校に行く魅力の部分が、進学を考えるとどうしても都市部のほうが良いということになって、今こういう状態になっているのであれば、周辺部で育成すべき人材像をしっかりと考えて、それに向かって教育を指導するというような形でないと、また同じように定員割れという状況になりかねないと感じておりますので、その辺についてはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

平成27年度、文部科学省の高等学校における多様な学習成果の評価手法に関する調査研究事業というのがあるようですが、その中で、今年度、愛知県教育委員会でもそういった問題とか課題解決能力を高めるような教育の方法、評価手法に関する実践的研究などをやられているようなので、もし岩手県教育委員会でもこういった事業に取り組めるのであれば、周辺部の高校の中でやるのもいいのではないかなと思っていますので、その辺のところを考えていただきたいなと思っています。

特に、地域とどのように周辺部の高校の取り組みを連携させていくのかというところをこれから考えましょうと地域の方に言われるのですが、地域の方、市町村の教育委員会との連携というのはどのようにお考えでしょうか。

○木村高校改革課長 地域との連携については、これまでも、各地区において高校と市町村との連携はなされていたところですが、今後より深めていくことを考えますと、地域における学校の位置づけを明確にしながら、地域と学校、それぞれにプラスとなることによって、そこに通う生徒の能力向上につながるような取り組みを具体化していきたいと考えておりますので、他県で行っている事例も紹介しながら、学校で困っていることはこういうことで、地域で困っていることはこういうことでということをお互いに理解し合いながら、学校教育の質を高めていくような取り組みをしていきたいと考えております。

○千葉進委員 大きく五つほどありますので、区切りながらお願いしたいと思っておりますが、先ほど名須川委員からもお話があったとおり、岩手中部ブロックの地域検討会議等がきのうあったということです。私は出ていないのですが、ちょっと先ほどの答弁で曖昧な部分があったと思うので、特に西和賀などの感想等も含めて、もう一回お願いします。

○木村高校改革課長 西和賀についても交通事情が厳しい高校ということでの特例の取り扱いについて一定の理解はいただいたところですが、今後コース見直しで1学級になることで、生徒の進路希望にどう対応していくのか、教育の質をどのように確保していくのかという中で、課外なりそういう部分で、町で魅力化基金というものをつくっているのも、そういったものも含めた進路の実現に向けたようなこと。また、夜の部では、今後寮も含めた対応も考えなければならないのではないかなというお話等もいただいたところです。

県教育委員会として、小規模校における教育の質については、基本的方向にも書いておりますが、教員の相互派遣やICTの活用という中で、これから遠隔授業の研究も進めていかなければならないと考えておりますので、そういったことと相まって、教育の質を確保できるように、県教育委員会、市町村ともども考えていかなければならないと考えてお

ります。

○**千葉進委員** 端的に言う和西和賀からは評価されているのですか。それとも何か意見を出されたのか。

○**木村高校改革課長** 一定の評価はいただいたものと考えております。

○**千葉進委員** では、二つ目ですけれども、今回 10 年間の計画のうちの前期計画が 5 年ということで、当然前期を見ながら後期の 5 年を考えるのだろうと思うのですが、もう少し後期部分の詳細も欲しい感じがします。前期計画は、後ろの表にあるとおり、255 学級から 216 学級に減少するというのはわかるのですけれども、その後後期の 5 年間はようになっていくのか、ざっくりでいいですからお聞きします。

○**木村高校改革課長** 再編計画は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間であり、後半 5 年間については方向性ということで、ブロックごとの平成 37 年 3 月末の中学校卒業予定者数、平成 37 年度の募集学級数の見込みとともに想定されることを記載しているところです。今回の計画案では、地方版総合戦略の推進など、人口減少社会の対応等も踏まえながら、関係者、地域の取り組みの時間等も考慮し、学級減を中心とした対応とするとともに、専門学科における機能を向上させるための校舎制を活用した統合を盛り込んでいるところです。そのため、後期においては、こうした地方創生に係る地域の取り組みにより変わる可能性はありますが、このままで推移する場合には生徒減への対応のため、近接する高校の統合等、あるいはまた学科改編ということが想定されると考えております。

○**千葉進委員** それでは、簡単に言いますと、概要版の 1 ページ目の少子化による生徒減少で、平成 27 年から平成 37 年で 57 学級の減とあり、前期計画は、裏にあるとおり、255 学級から 216 学級ですから 39 学級の減なので、後期では 18 学級の減と数字を読んでいいのか。今近接する高校の統合とか学科改編という話がありましたので、今回、前期 5 年で 39 学級減、後期は 18 学級の減という見込みでいいのかどうか、確認させていただきたいと思います。

○**木村高校改革課長** 計画案の 13 ページに書いてあるとおり、平成 37 年については、幅はありますけれども、189 学級から 191 学級と想定されるということで、後期については最大で 25 程度の学級減が想定されることを記載しております。

○**千葉進委員** もう一回お願いします。私は資料を見て言ったのですが、ただ差し引きになると思うのですけれども、違うのですか。

○**木村高校改革課長** 概要版の数字と計画案の数字では、計画案のほうが前期と後期を足すと大きくなるのではないかということかと思いますが、再編計画で学級減を考える際の考え方ですけれども、学級減については、東日本大震災津波があり学級減の方式を変更したということがあります。入試における志願倍率も、平成 27 年度入試においては 1 倍を大きく割り込み、0.93 倍と低くなったということで、これらのことも生徒の学習意欲に影響があるのではないかという意見等もいただいているところですので、そういうところも踏まえながら、これまでの募集定員に係る欠員も勘案した上で、後期の計画にしております。

○千葉進委員 わかったような、わからないような。あとで確認させてください。

三つ目ですけれども、望ましい学校規模及び学校の最低規模という言葉が使われるのですが、どうしてもこの望ましい学校規模という言葉に非常にこだわっているような気がするのですが、一回それをほごにすると言いますか、忘れてしまったほうがいいのではないかと思っています。むしろ岩手の高校像というような言葉なりがいいのでは。これは、どうしても40人学級が前提になっているわけですよ。1学級40人という学校標準法に基づいた形でやっているわけです。ただ、今県内の高校は63校あると思いますが、実際のところ、そのうちの二十数校、半数近くが既に3学級という形にあるわけですから、それを認めてしまって、岩手の高校はこうあるべきだというものにしてしまえば、学校の最低規模とか、1学級校も認めるということがあっていいと思うのです。どうしても1学年4から6学級という望ましい学校規模にこだわり過ぎていて、面倒な言葉が出てくるのだと思うので、もう一步踏み込んで、岩手の高校はこうであるという形で県教育委員会として定義づけをして、岩手では2学級の学校も認めるし、さらには1学級の特例校も認めていくというような方向性に持っていく。小中学校が40人になっていないから難しいのはわかるのですけれども、何とか40人学級を突破していくというようなことを考えていけないものかどうか、特に、前期の5年間でいろいろやっていく中で後期にそれを盛り込んでいくようなことはできないものか、お伺いしたいと思います。

○木村高校改革課長 望ましい学校規模の定義ですが、生徒の個性とか進路希望が多様化する状況に対応してコースの設定を行うとか、多様な科目の開設、教科に応じた教員配置や部活動、学校行事など多様な教育活動を展開するために、望ましい学校規模として、原則として4から6学級程度が必要としております。なぜこういう言葉として残しているのかというと、各ブロックにおける、普通科という中核となる学校等での大学入試センター試験への対応を考えると、こういった規模の記載が必要になること。そして、専門学科におけるセンター校についても、専門性の確保を考えると、こういった規模の記載が必要であるということで、望ましい学校規模という表現をしております。前の計画では適正規模という言葉でしたが、なかなか理解が得られにくいことから、望ましい学校規模としました。言葉に関する意見ということで、基本的方向を検討する際にもこれ以外の表現がないものか考えたところですが、かわりの表現もなかったためにこういう形にしております。

委員発言のとおり、3学級以下の学校が42.9%ですので、ここでそういう学校を否定するものではなく、それぞれの学校の規模を尊重し、それぞれのものを認めた形での学校運営を考えた上で、こういった規模があれば望ましいという表現にしているところです。

○千葉進委員 言わんとすることはわかるのですが、後期に持っていく中で、望ましい学校規模という言葉にこだわる部分があるので。せっかく一步踏み込んで、2学級のところも、1学級のところも残してくれる。今回本当に一步踏み込んでくれたかと思っています。本当によくこういう計画案をつくってくれたと思うだけに、さらにもう一步ぜひ踏み込んでいただきたいかと思っていますので、よろしくをお願いします。

四つ目ですけれども、具体的な話になってしまうのですが、今回推薦入試が2月2日でしたか、もう募集の部分でいろいろあると思うのですがけれども、せつかく1学級校を残してくれた中で、ずっと存続を求めている地域の方々が動いていただいて、40人を超えて50人になった場合、また本人たちも地域の学校に入って地域を起こしていく、魅力ある学校をつくっていく、自分たちから伝統をつくっていくのだという意気込みで希望してきた場合、私も高校の教員でしたから、41人、42人という1人、2人は裁量で合格ということがあるのですが、1学級40人にこだわるのか、あるいは2学級にしてもいいから合格とするのかというようなことがあったときに、学校現場では非常に判断に悩む部分があるのですが、県教育委員会はどう指導するつもりなのか。

○木村高校改革課長 高校の場合、募集定員によって翌年度の教員の配置の体制を決めておりますので、大幅な希望者があった場合でも、直ちに募集定員をふやすという対応は現実的には難しいと考えております。あと、志願者が40人を若干上回る場合で、希望者の成績がほぼ同じであれば、40人を超える合格者を出すこともあり得ると考えております。

○千葉進委員 多分現場の先生たちは、本当にそういったことに悩んでいると思うのですが、1学級校の近隣の中学生の人数とか、もし資料がありましたら、あるいは動きがもしわかりましたらお願いします。

○木村高校改革課長 1学級校の近隣の中学生の人数等ですが、1学級校は4校ありますけれども、まず花泉高校は、地元の中学3年生が125人、前年比で18人増。住田高校は、地元中学校3年生が48人で、前年比14人増。大迫高校は、地元中学校3年生が39人で、前年比16人減。宮古北高校は、地元中学校3年生が30人で、前年比1人減となっております。

花泉高校については、地元の中学生が前年より18人ふえますけれども、直近3年間の入試の進学率をもとに志願者を39人程度と推計しているところです。あと、住田高校については、前年より14人ふえますけれども、直近3年間の進学率をもとに志願者を38人程度と推計しているところです。

○千葉進委員 2月2日から推薦入試が始まって、一般入試の出願期間が2月10日あたりから1週間ですね。その動向なども見ながら、地元でそういう状況が起きたときに県教育委員会としても考えていただきたいと思います。とにかく動向を見ながらやっていただきたいと思います。地元の方々が地元の学校をということであるわけですので、ぜひ尊重していただくようにお願いします。

最後に、校舎制を中心にお伺いします。私は大原商業高校に勤務しておりましたが、大東高校と統合になりました。私は大原商業高校の校舎にいましたので、校舎制というのを一度経験しております。そのとき一番困ったのは、事務職員がいない。管理職として副校長がおりますけれども、事務職員がいないことで、非常にやりとりが難しい部分がありました。ぜひ人的なところで、事務職員を置いていただければやりやすいと思います。

それから、バス移動というのがありました。特に放課後の部活動、あるいは生徒会役

員ですね。ざっくりばらんに言いますと、私はワゴン車でしたので、部活動のときなんか、荷物を載せて移動というようことがあったりしたのですけれども、生徒の動きがバスの移動の時間で制約されます。掃除が終わったらすぐに集合してバスで行く。そして、部活動が終わったら、大原方面の生徒たちはまたバスで戻っていくということで、もう少し長く部活動をやりたくても、もう時間だということがあります。そういう面で、交通支援ということがあるわけですが、これから学校で検討委員会をつくっていろいろ話し合うはずですから、学校現場の意見、要望をぜひ受けとめていただきたい。県教育委員会はお金がないと言われてはいますが、ぜひ現場の要望に対して十分にえられるような形でお願いしたいと思います。

それから、これには全く職員の部分がかかれてありませんが、生徒だけでなく職員の移動もあります。特に冬場の車の移動もありますから、ぜひ職員が安全な形で動けるように、県教育委員会としても本人の保険に頼るのではなく、一定程度配慮してほしいと思います。

もう一つ、通学支援について私の頭の中にあるのは、今在校している生徒は、統廃合ですから当然支援をしてくれると思います。ただ、統廃合が成立した後に入学してくる生徒たちは、もともとそこを希望するのだから交通に関する支援がなくてもいいという論理が成り立つ部分があるのですが、統廃合したがゆえにそこに行くしかないという生徒があったときに、その生徒たちへの交通支援をきちんと最後まで見てくれるのかどうか、まずここが聞きたいことです。

それから、特別な支援を必要とする生徒の対応で、単位制という言葉は、多分久慈高校の長内校あたりを想定しているのかなと思うのですけれども、あそこは旧山形村が大分お金を出しているのです、県だけでは無理としても、市町村と連携してどれだけ交通支援をしてくれるのか。それら全て学校が検討委員会を発足させて検討するわけです。私自身も校章と制服をつくる検討委員会の長をやらされました。校名から始まるのかどうかわかりませんが、そういうことをやっていく中でいろんなものを決めていくことになりますから、先ほど言いましたとおり、ぜひ現場の意見を尊重していただきたいのと同時に、そういう委員会でも先生方は移動しますので、それについてもきちんと補償してもらいたいし、例えば制服検討委員会の中に生徒も入れましたから、その間生徒も移動するはずですので、そういうさまざま必要な支援をどれだけ保証してくれるのかということをお伺いして終わりにさせていただきます。

○木村高校改革課長 校舎制について、事務職員の配置というお話がありましたが、生徒の証明書発行等の事務もありますので、各校舎に配置することが必要と考えております。

また、生徒の移動はスクールバスを使って行うということで、部活動等での移動も同様に考えており、生徒の負担となるようなところは考えていない、今後生じないと想定しております。教員の校舎間の移動について、現状は自家用車の使用承認も想定していますが、詳細については今後検討していきたいと考えております。再編にかかわって、統合等検討委員会の中での移動等への配慮についても、十分踏まえた上で検討していきたいと考えて

おります。

通学の支援の関係ですが、現状でやっているものは、統合に伴う通学手段の確保ということで、公共交通機関による通学が困難となる前計画における統合先の高校等へ通学する生徒に対して、市町村あるいは保護者団体等が運行する通学支援バスに係る経費の2分の1以内を補助しております。現在は、久慈市が運営する久慈市山形地区から久慈地区の高校までの通学支援バス及び田野畑村の保護者で構成される団体で行う、田野畑村から岩泉高校までの通学支援バスの運行等について補助を行っております。

今回再編によって統合される高校で、統合先の高校への公共機関による通学費用が大幅に増加するとか、公共交通機関での通学が困難となる場合は、通学支援策を導入するというので、来年度中に、地域の状況等に応じて具体的な方法を検討する予定ですが、現時点では、統合により通学に係る経費が大幅に増加する場合にその一部を補助する制度について、他の地区との公平性も考慮しながら、所得制限の導入も含めて考えていかなければならないと考えているところです。

あと、本県の全日制で校舎制を大々的に行うのは初めてになるかと思えます。教員の移動による授業とか、生徒の移動による合同活動、部活動など、十分な準備が必要になると考えておりますので、現場の声を十分に反映しながら、職業教育の充実や生徒の多様な進路希望も対応できるように教育内容の充実につなげていきたいと考えております。

○高橋教育長 昨年12月25日に公表した再編計画案ですけれども、東日本大震災津波により再編計画の策定を凍結していたこともあり、社会環境が大きく変わってきている中で、喫緊に取り組みなければならないことから、昨年度、第三者委員会での基本的な方向の見直しの議論等をいただきながら、本年度は各地域の意見等を丁寧に伺いながら、また地方創生への取り組み等も十分勘案しつつ、そして何よりも子供たちにとってどのような環境が望ましいのかということを総合的に検討した上で、計画案として公表したところです。

先ほどお話がありました、統合に当たっての具体的な激変緩和措置等について、基本的な方向については、これからも地域検討会議等の開催を通じて地域の声をお聞きしますが、具体的な対応は別途検討委員会等の中で議論していかなければならない。これは、あくまで手法の問題だと考えておまして、大きな方向性を定めた上で、具体的な対応については、関係者さまさまざまな思いがありますので、その辺も十分に丁寧に伺いながら、適切な対応を心がけていきたいと考えております。

○斉藤信委員 最初に、高校生をめぐる現状、状況についてお聞きをしますが、3ページ目に中途退学や不登校、障がい等により特別な支援を必要とする等のさまざまな課題を抱えている生徒が多く在籍しており、そのような生徒に対しての早期発見や適切な指導、支援体制の充実が求められています。これは、基本方針の検討委員会でもかなり議論された問題だというふうに受けとめておりますが、支援が必要となる高校生の現状はどうなって、これは今度の計画ではどのように具体化されたのか示していただきたい。

もう一つ、高校卒業後の進路ですけれども、高校卒業後の就職者の概ね4割が3年以内

に離職するという実態もあります。最近商工労働観光部を通じて聞いたら、3年後の離職は47.6%でした。だから、約4割というのはちょっと過小評価ではないかと思うけれども、これも極めて深刻な問題なのです。県教育委員会は、専門高校の卒業生、普通高校の卒業生、それぞれの離職状況、実態を分析しているのかどうか。この高校再編でそういう対策の検討をしたのかどうか、まずそのことをお聞きします。

○岩井高校教育課長 まず、特別な支援を要する生徒の実態は毎年調査しておりまして、高校については医師の診断がある者、学校で判断した者を含めて、平成27年度は公立高等学校において981名、3.41%という割合になっております。この割合は、ほぼ3%台で推移している状況にあります。そういった生徒の支援については再編計画でも取り上げてはおりますが、それと並行して、いわて特別支援教育かがやきプラン推進事業において、支援員の配置をしております。平成27年度は30校に32名配置しております。これは、わずかながらではありますが、年々配置の人数は増加しております。そういった取り組みのほかに、平成24年度までに全県立高校において全教員を対象に特別支援教育について校内研修を行ってきました。平成24年度で一旦終わりましたが、平成27年度から新たに研修を再開しております。平成27年度は4校で研修を行いました。そういったことを通して、特別支援教育に対する教員の理解充実を推進しながら、そういった支援、教員の力量を高めていきたいと考えております。

それから、離職率については、3年以内の離職の割合が47%という御指摘でしたが、従来は七五三と言われておりまして、中卒の3年以内の離職の割合が7割、高卒が5割、大卒が3割で七五三と言われておりましたが、さまざまな取り組みによって4割台まで改善していると捉えております。その点については、さまざまな社会的な雇用環境の情勢もあり、経済的には好転してきており、求人の数もふえておりますが、まだまだ雇用環境、待遇面、卒業生の働く意識といったさまざまな要因から、離職率を減らすにはさまざまな取り組みが必要と考えております。学校教育においては、キャリア教育とか職業教育を通じて、働く意識や職業への理解を深めていく中で、何とか離職せずに働ける、自己実現ができるような教育を進めていく必要があると考えております。

○斉藤信委員 いろいろ言われたけれども、中身なかったですね。特別な支援が必要な高校生が981人、3.41%というのは、高校の規模からいったら2校、3校分ですよ。だから、こういう生徒に対してどういう対応が必要なのか、高校のあり方が問われる問題なのです。私は、高校再編の検討委員会の中であれだけ議論されたのだから、もっと踏み込んで、そういうことも含めた計画でなければならないとこれは指摘します。今度の計画の不十分な点です。

もう一つ、離職率が47.3%なのに改善しているという認識はないでしょう。私が聞いたのは、専門高校と普通高校の卒業生で、専門高校の定着率は高いのではないかと、そういう意味で聞いたのです。だから、就職指導のあり方が、大体卒業して3年で約5割近くが離職するというのは深刻な問題です。これは、高校教育の課題もあるし、企業の側の問題

もあります。企業の問題も本当に重大だと思っけれども、やっぱり就職指導の問題としてもかなり踏み込んでやらないと高校生の希望に応えた教育にならない。この点は、極めて不十分な点なので指摘をしておきます。

第2に、今度の計画の基本問題なのですけれども、先ほども議論がありました望ましい学校規模が4から6学級と言いながら、学校の存続規模は1学年2学級、そして今回は1学級の高校も存続すると。この方針はどこに本音があるのかわからないのです。矛盾に満ちているのです。整合性がないのです。私は、望ましい学校規模が4から6学級と規定することに無理がある、地域によっては3学級が適切な規模の学校もあると思うのです。2学級でも残さなくてはならない学校もあると思うのです。しかし、望ましい学校規模が4から6学級にすると、3学級以下は望ましくないということになるのです。そうすると、3学級以下というのは、これからずっと統廃合の対象になるという位置づけなのです。だから、この規定は実態に合わないし、今度の計画からも整合性がないものになっている。これは見直すべきです。2学級校も1学級校も必要性があるから残すのでしょ。そういう意味で、望ましい学校規模が4から6学級というのは、実態にも、今度の計画案にも合致しない、整合性のないものになっているのではないかと思います、その点どう受けとめていますか。

○木村高校改革課長 学校規模について、今回の再編計画では、基本的な考え方の中にも入れてありますが、生徒が減少する中で望ましい学校規模を確保することによって適切な配置をしていくということで、広大な県土等の地理的条件を考えますと、教育の質の確保も当然考えなければいけませんけれども、教育の機会の保障という視点も十分考えていかなければなりません。質の確保と機会の保障ということで、どちらも追求しようとすると、なかなか難しいのではないかと御意見とは思いますが、どのようにそのバランスをとり、岩手県の学びを実現していくのか、地域検討会議等でもさまざまな御意見をいただきながら、地域における学校の必要性ということも配慮し、その小規模な学校に通いたいという生徒の学ぶ機会を保障することも落としてはいけない観点だということで、どちらも配慮しながら高校のあり方を考えていくという視点で、今回の再編計画を進めたところですよ。

○斉藤信委員 私が言っているのは、望ましい学校規模は4から6学級が大原則になっているのですが、学校規模は1学年2学級でも残します、今回は1学級の学校も残しますとなっているのです。これは必要があるから残しているのです。だったら、この規定は整合性がないでしょう。4から6学級というのは、例えば大学進学を目指す普通高校や、教員の配置からいって必要な基準になるのです。地域にとって必要な基準ではないのです。私は、地域にとって必要な基準というのは多様にあると思うのです。多様な高校があるのだから。だから、そういう点はきちんと整合性を持たせるべきではないか。小規模校でも必要なのは、地域に必要な学校だからなのです。そういう位置づけが整合性を持ってきちんと提起されるべきではないか。

だから、今言われた教育の質の確保と教育の機会の保障、それはそのとおりです。しかし、ここに書かれている中身はばらばらなのです。あくまでも4から6学級が望ましい学校規模の大原則であって、あとは例外規定なのです。私は、例外規定ではないだろうと思います。3学級の高校も2学級の高校も必要があるから残す。そういう意味で、ぜひこの整合性については考えていただきたい。地域には多様な高校があるのです。それを一つの基準で割り切るというのは無理がある。だから、どういう意味で望ましいのかを書くのであれば、そこは限定して書かなければだめです。これの一番ネックになるのは、教員配置基準です、その点を指摘しておきます。

三つ目の問題は、具体的な今度の統合案にかかわりますが、久慈東高校と久慈工業高校。この点については、野田村長が12月28日に、納得できない、今震災復興に取り組んでいる最中で、これから地元の高校についても対応策を考えたいというときに統合案が出された、いわば地元の高校を守る努力の期間がほしいという要望でした。私は、大変重い要望だと思いますが、野田村長の申し入れ、その内容をどう受けとめたのか。これは、教育長に聞きましょう。

○高橋教育長 野田村長がおいでになって申し入れされたのは、12月28日でした。さまざまな御意見をいただきましたけれども、特に大きなものとして、久慈東高校と久慈工業高校を統合することに対して、自分たちが久慈工業高校を守り立てていくことをさまざま考えている中でこの再編計画案ということで、自分たちの努力を見る期間がぜひとも欲しいというお話を特に大きな御意見としていただいたとっております。

それで、先ほど課長から説明いたしました、今回の両校の統合については、全体的に中学卒業生が減少する中で、その機能を維持するという観点を踏まえつつ、いわば戦略的な統合だということで御理解をいただきたいと思っておりますけれども、今回いただいた野田村長の御意見も含め、また地域でさまざまな御意見を伺ってまいります。今回統合の時期等の話もありますし、さまざま御意見が出てこようかと思っております。それらも踏まえつつ、最終的な計画成案を得ていくということですので、いただいた話については十分頭に入れながら、今後の対応を検討していきたいということです。

○斉藤信委員 野田村長のこの申し入れは大変重いものがあると思います。とりわけ震災復興に本当に全力を挙げている中、復興は道半ばです。そのときに、地元の高校が統合されるというのは、今から地域振興、復興というときに水を差すという受けとめにならざるを得ないと思います。復興のことを考えたら、この点は十分考慮して、地元のさまざまな努力を保障するというか、チャンスを与えることが必要ではないかと思っております。

この間、それぞれの教育長や学校長から聞き取り調査を行いました。久慈工業高校は、今電子機械と建設環境の2学科です。今年度の入学は49人ですけれども、実際に学んでいる学科は4学科なのです。電子、機械、建設、環境、この環境というのは土木ですね。沿岸で土木があるのは久慈工業高校だけなのです。もう一つ、久慈ブロック全体で工業科というのは、種市の海洋開発科がありますけれども、あれは特殊ですから、工業科というの

は久慈工業高校しかないのです。久慈ブロック全体で、専門教育を受けたいと考えたら、2学級を確保するというのも必要なことではないのかと思いますが、そういう点は検討されたのでしょうか。

○木村高校改革課長 この検討の中では、ブロック内の中学校卒業予定者と募集定員の差、普通科と総合学科、専門学科の状況等も勘案しながら、今後5年間の入学者推計でおおむね20人以上の欠員が生じること等を考え合わせて、計画に盛り込んでおります。久慈ブロックは、現状で中学校卒業予定者よりも募集定員のほうが80人近く多いという状況等もありますし、そこからまた100人近く減っていくこと等も考え合わせていきますと、地域にとって必要な学科というところではあります、いかにせん生徒の数が少なくなってしまう中で、専門学科の選択肢を確保していくために、統合による校舎制ということで、専門性を確保できるような形で学科を残す方法を提案しておりますので、そういったところも十分理解が得られるように説明した上で、最終的な検討に進めていければと考えております。

○斉藤信委員 久慈工業高校と久慈東高校については、野田村長からこういう申し入れもありました。私は、工業科というのは普通科と違いますから、ブロック全体で考えていく必要があるのでは、専門高校の2学科、2学級規模というのは必要ではないのかと思っています。

それで、2学科なのだけでも、実際に学んでいるのは4学科という実態ですから、そういう自分が学びたい専門学科を学べる保障というのは考えているのでしょうか。

○木村高校改革課長 2学科の中での学びの保障ですけれども、このままの状況でいきますと、1学科にするといった場合に、そういったコース等の対応が本当にできるのか、規模が小さくなるとなかなか難しくなる部分ですので、学科のあり方についてはより精査していかなければなりません、総合学科になりますと、教員を配置する中で約半数が専門学科の教員という特殊性もありますので、そういったことも十分配慮しながら検討していきたいと思っております。

○斉藤信委員 遠野高校と遠野緑峰高校の統合ですけれども、資料を見ると遠野緑峰高校というのは、入学者の推計を見ると平成33年以降も2学級規模を確保できるという推計なのです。なぜこれを統合するのか。そういう特別の要望が地元からあったのか。入学者の推計から見たら、遠野緑峰高校というのは10年間2学級規模で存続できる見通しが立っているのだけれども、なぜこれを統合の対象にしたのですか。

○木村高校改革課長 遠野市の中学校卒業生を見た場合に、平成27年は241人ですが、平成32年になりますと39人減と想定されているところです。そうしますと、現在遠野高校で4学級、遠野緑峰高校で2学級ですが、平成32年の段階では遠野市で6学級を維持していくのが厳しくなることから、その中で遠野高校の普通科なのか、あるいは遠野緑峰高校の農業科なのか商業科なのか、これまでの志願者の状況で見ていった場合に、商業科が少なかった、欠員があるということ、そして遠野における農業の重要性を考えて、遠野に

おける専門学科として農業を残すということでの校舎制の提案したところです。

○**斉藤信委員** あなた方の推計からいって無理があるのだと思います。遠野高校は、平成32年の推計入学者128名です。これは、ぎりぎり4学級規模です。遠野緑峰高校は49人、その後55人までふえる時期もあります。2学級規模で5年間は維持できるのです。だから、後期で出されるのだったら、それは根拠があるかもしれないけれども、前期の5年の間に統合する理由はないのではないのか。地元からそういう要望があるというなら別ですが、これは、ちょっと無理な統合計画ではないのか。その推計について、今まともな説明はありませんでした。時間がないので、これは根拠からいって無理な統合ではないのかと指摘だけしておきます。

それと、先ほど宮古商業高校と宮古工業高校については地元の要望があったという話ですね。どういう形で地元の要望が出たのかを示してください。

○**木村高校改革課長** 第3回地域検討会議を行ったところですが、市町村長、教育長、PTA、産業関係者の方々に出席いただいた会議の中で、宮古地区の方向性ということで、宮古市内の高校再編は避けられないであろうということ。そして、山田町、岩泉町のように市町村に1校ある高校のあり方は別に考えていかなければならないだろうという皆様の意見等がありました。宮古市内の普通科、専門学科は、やはり再編していかなければならないという中で、皆さんから校舎制とはどういうものなのか、既に統合している事例のメリット、デメリットはどういうものかということで、ほかの地区にないような形で議論していただいたということもあり、このような形で載せさせていただいたところです。

○**斉藤信委員** 地元の要望というのは重視しなくてはならない。その根拠を後でいいからきっちり提供してください。これは大事なことなので。ここで事実が違ったら大変なことになりますから、そういう具体的要望あったというなら出していただきたい。というのは、この5年以内で、宮古工業高校の工業科は2学級、宮古商業高校の商業科は3学級で、存続する気になれば残せる学校なのです。だから、それを統合するというのであれば、それだけの地元の要望や合意が必要だと思うので、そこはしっかり丁寧にやっていただきたい。

もう一つ、今回の計画で大事なものは、1学級規模の高校も残すとしたのは一つの決断で、評価をしたいと思います。同時に、学級減で対応するというのが今回のもう一つの特徴なのです。だから、今2学級だけれども、5年後には1学級にしますという高校も少なくありません。

そこで、特に葛巻町の方々は学級減の計画が出されたことに大変な衝撃を受けております。今まで2学級を守るということで、葛巻町は葛巻高校支援に年間1,000万円ぐらい、交通費の支援とかさまざまな形で取り組んでいるのです。それだけに本当に熱意にあふれているのだけれども、どういう不安かという、1学級になったら教員も減らされ、進学、就職、それぞれの指導ができなくなると。学校の機能というのは2学級と1学級で大きく変わるのです。これは、2から1なんていう問題ではない。実は本当に高校の存続が危ぶまれるのが1学級規模の学校なのです。そういう点で、葛巻町は何としても2学級規模で

維持するのだという気概を、教育長からも校長先生からもお話をお聞きしましたがけれども、2学級規模が維持できたら、学級減を見直すということはあり得ますか。

○木村高校改革課長 再編計画の学級減の計画ですけれども、その期間中の中学校卒業者の状況を踏まえて計画しているところです。葛巻町の場合、平成30年、平成31年で、地域の生徒が30人ぎりぎりということ等もありますが、平成27年度から始まった山村留学の取り組み等も、それに向けてやられているものと考えております。ですが、現状で中学生の推移を見ますと、40人を割り込んでいくことが想定されるために、1学級にせざるを得ないと考えているところです。

1学級校はきめ細やかな指導ができるということではありますが、当然英語、数学、国語においてチームティーチングとか習熟度別の学習は継続しながら、それに加えて、多様な進路への対応、さまざまな課外の対応の中で、地域との連携というところもより検討していければと考えているところです。

○斉藤信委員 私の質問にストレートに答えられないのだけれども、例えば葛巻町が頑張っていて2学級規模、40人以上の生徒の確保ができるといった場合に、学級減の計画は見直すべきではないのかと聞いたのです。見直されるのか、この学級減というのはもう決まったことなのか。例えば今出ましたけれども、山村留学はことし1名、来年度3名なのです。隠岐の島など、かなりの規模で、この留学制度の成果を上げているところもあります。本当にそういう新しい取り組みしているのです。そして、近隣からもできるだけ生徒を集めたいと、葛巻町は本当に大変な努力をしているので、生徒減少は事実だけれども、そういう中で、そういう努力もして地元の高校を維持したいというのが葛巻町の全体の熱意なのです。

私が聞きたいのは二つです。一つは、2学級規模を維持できる見通しがあれば、学級減は見直すということは可能かどうか。もう一つは、1学級になった場合に、例えば30人中で、進学も就職も大体半々ぐらいの希望があるのです。進学と就職では教科書もカリキュラムも違うのです。だから、1学級規模の学校でも教員配置を含めて二つに分けて指導する体制が保障されないと、残すだけでは教育の質は確保できない。そういうことはきちんと手当すべきでないか。この二つについてお答えください。

○木村高校改革課長 まず、計画が変わるのかどうかですが、27ページの総括表にもあるとおり、状況によって時期が前後する場合がありますと注釈も入れておりますが、中学校卒業予定者数に回復の見込みがある等、事情の変更を見た場合、学級減を行わないということも考えていかなければならないだろうと思っております。

そして、1学級校において進学、就職の教育体制についてどのように取り組むかですけれども、小規模校における教育の質の保障という部分で、近隣高校との連携による教員の派遣のほか、ICT活用による遠隔授業の実施等も含めて、当然考えていきたいと思っております。あと、存続を求める地域と高校との連携も非常に重要と考えておりますので、そういった地域の意向を踏まえつつ、教育の質の保障に向けた取り組みを行うことを想定

しております。

○**齊藤信委員** 時間が来ましたので最後にしますが、生徒減少の中で総合学科制というのは見直しの時期に来ている。例えば今度の計画でも、一戸高校は2学級になります。これでは総合学科制が成り立ちません。総合学科制というのは、この間実践していて、限りなく普通科に近い取り組みをせざるを得ず、これは進学、就職の指導でも矛盾を起こしているのです。もう一つは、総合選択制、これは不来方高校と花巻南高校ですけれども、これも限りなく普通科なのです。だから、形を変えた多様化というのをきちんと見直す時期に来ているのではないか、これが一つです。

もう一つは、1学級40人というのを見直す時期に来ている。青森県では、実業高校ですけれども、独自に少人数学級を実施しているということも聞いていますが、他県の少人数学級の取り組みの事例をどういうふうに把握しているのか。私は、このこともタブーにしないで、少人数学級に踏み込むことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○**木村高校改革課長** まず、総合学科等の多様な高校の見直しということですが、二戸ブロックの前期の部分で、一戸高校の総合学科の学級減も提案しているところですので、2学級ベースの総合学科が維持できるのかという部分も含めて、今後再編計画とは別途の形での検討も考えていかなければならないと思っております。

あと、東北各県の少人数学級の状況ですけれども、県立高校で少人数学級を導入しているのは青森県、秋田県、福島県の3県です。青森県と秋田県については、実習等を考慮して、専門学科を中心に35人学級を導入しており、福島県は、中山間のごく一部の分校で35人学級を導入していると聞いております。教員等の配置については、県単独での予算措置による教員増は行っていないと聞いております。本県においては高校標準法による40人を基本としておりましたが、震災の教員加配がいつまで続くのかということと、少人数にすることによって、国からの財政支援が減額されるということ等もありますので、現状としては40人で計画案に盛り込んでおります。今後の国の動向によっては、これからも要望をしていきますので、そういった状況等も踏まえて考えていかなければならないと思っております。

○**小西和子委員** 最初に、先ほどから議論されている望ましい学校規模の定義について、原則1学年4から6学級程度としているわけですがけれども、これは1学級40人を標準とした高校標準法の規定に基づいていると答えておりますが、先ほどもありましたけれども、本県では既に1学年3学級以下の学校が63校中27校で、42.9%となっております。3学級以下の小規模校であっても、地域との連携によって生徒一人一人に対応したきめ細やかな指導を行っているとは捉えております。望ましい学校規模の定義の根拠について改めて伺います。

○**木村高校改革課長** 望ましい学校規模ですが、生徒の進路目標の実現、そして多様な経験を積むという観点で、1学年4から6学級程度を基本とするものですが、御指摘のとおり、3学級以下の小規模校が増加していること、そして特徴ある実践活動等も踏まえ、学

校規模に幅を持たせる意味で、原則1学年4から6学級程度としているところです。

高校時代は、一人前の社会人として羽ばたこうとする段階で、生徒がより多くの友人、教師と触れ合い、お互いが切磋琢磨することによって学力を向上させるとともに、社会性や協調性を学び取っていく時期ということで、そのためには学校に一定の規模が必要であると考えております。

○小西和子委員 先ほどから議論になっておりますけれども、県教育委員会はそう言うっておきながら、学校の最低規模を1学年2学級としております。2学級でも集団生活による社会性の育成が図られていると考えているのであれば、あえて学校規模の定義をすべきではないのではないか。皆様もおっしゃいましたけれども、ぜひそこは検討していただきたいと思います。何かありましたらお願いします。

○木村高校改革課長 最低規模ですが、高校教育の質を確保して、生徒の多様な学習ニーズに応えて、集団による社会性を育成するために、さまざまな教育課程を開設することでいけば、望ましい学校規模というところはありますけれども、進学、就職を考えると、少なくとも1学年2学級は必要と考えております。

これは、2学級の定員程度の生徒を確保できますと、生徒の進路希望に沿った学級編制が可能となるということで、授業においてもグループに分かれるなどの多様な展開が可能となるほか、教員の配置の面でも主要な科目に複数の教員を配置することができ、教育の質を維持できると考えているところです。

○小西和子委員 3学級以下が42.9%もあるというところから、ぜひ再検討をお願いしたいと思います。よく進路とか部活動の成果などというようなことをおっしゃる方がいらっしゃいますけれども、そもそも論で、県教育委員会としては高校教育の目的についてどのように捉えているのでしょうか。

○木村高校改革課長 高校教育の目的については、知・徳・体を備え調和のとれた人間形成ということで、言いかえますと自立した社会人としての資質を有する生徒の育成ということで、今後の高等学校教育の基本的方向に記載しているところです。この達成に向けた望ましい高校教育の環境整備を行うために、この再編計画を策定するものです。

○小西和子委員 それであれば、教育の質を確保するためには1学年2学級以上が必要とありますけれども、その根拠をお示してください。

それから、教育の質を維持するための集団として1学級20人以上が必要とあります。この根拠もお示しいただきたいと思います。

○木村高校改革課長 学校の最低規模の1学年2学級については、高校教育の質を確保するために、生徒の多様な学習ニーズに応え、集団による社会性を育成するということから、1学年2学級は必要と考えているところです。これは、生徒の進路に沿った学級編成が可能ということ、授業においてもグループに分かれるなどの多様な展開が可能になるなど、教育面での効果が維持できることや、教員の配置の面でも主要教科に複数の教員を配置することができ、教育の質を維持できると捉えているところです。

そして、1学級20人以上を、教育の質を維持するための集団としている理由ですが、学校は学級活動を通じた社会性や協調性を育てているところですので、社会につながる前段階として高校の役割を考えた場合に、生徒が集団の中で経験を重ねることができることを考えますと、一定人数が必要になると考えております。

現在の1学級規模の学校の多くは、生徒の進路希望に対応するために、進学、就職コースに分けて授業を行っているところですので。そこに科目選択も加わりますと、一つの授業を数名で行うような場合も生じることから、多様な授業展開も困難となるなど教育面でのマイナスの影響も大きくなると考えております。こうしたことから、高校における最低限必要な生徒数を1学年20人と考えて設定したものです。

○小西和子委員 先ほどもありましたけれども、特例校を認めながらも統合基準を設けているということは、将来的には2学級以下の学校を統合することを明示しているのではないかと思いますけれども、そうなのでしょう。

○木村高校改革課長 統合基準については、これまでの地域検討会議等での地域との意見交換の中で、統合を行う場合でもわかりやすい統合基準を示してほしいという意見を踏まえまして設定したものです。2学級以下の高校であっても、現状の生徒数が維持できる状況であれば、存続することも十分想定されるものと考えております。

○小西和子委員 それでは、障がいにより特別な支援を必要とする生徒への対応について、多部制、単位制高校の整備を推進していくと明記しております。たしかインクルーシブ教育の推進ということ、岩手県教育委員会は数年前全国に先駆けて大々的に発表したと記憶しております。それから、議員発議で障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例を策定しているわけです。全日制高校から特別な支援を必要とする生徒たちを切り離すというのは、インクルーシブ教育や、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例に本当に逆行するものだと考えます。

現在、小学校、中学校でも特別な支援を必要とする子供たちは大勢おります。普通学級で教職員がフル回転でサポートしているところですので。もう少し人的配置があればいいなど考えておりますけれども、100%近い進学率の中でそういう子供たちも高校に入っていくわけです。では、あなた方はこっち方面ですよというふうにレールを敷かれるのはいかがなものかと考えますけれども、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○木村高校改革課長 まずこの再編計画は高校教育の基本指針である今後の高等学校教育の基本的方向を受けた高校再編の実施計画という位置づけであり、統合や再編等の具体的な内容を記述しているものです。今後の高等学校教育の基本的方向に記述してあり、特別な支援が必要な生徒への対応については、インクルーシブ教育の考え方を基本として、個別の指導計画の作成とその活用、そして合理的な配慮を取り入れた指導の改善を進めるとともに、研修、研究体制の充実や、特別支援学校や外部機関等とのさらなる連携強化に努めていきたいと考えております。

この再編計画の概要版で誤解を受けたのかもしれませんが、再編計画の5ページ目、さ

さまざまな課題を抱えた生徒に対応した学校の整備のところで、さまざまなライフスタイルや能力に対応する多部制、単位制の整備について、全県的なバランスを考えながら推進するとともに、支援を必要とする生徒への適切な支援や対応に向けた仕組みのあり方について検討しますとしており、この基本的方向に記述してあるところを実行していく考え方でこの再編計画を進めていければと考えております。

○小西和子委員 ぜひそのようにしていただきたいと思います。

それから、周辺部の中学校の教職員の話によりますと、支援を必要とする生徒を受け入れてくれる周辺部の高校がなくなると、その子供たちはどこに進学させたらいいのだろうと悩んでおりますので、ぜひ周辺部の高校も大切に維持していくような方向でお願いしますし、先ほどかがやきプランのことがありましたけれども、支援員をふやしていくような方向でお願いしたいと思います。

最後ですけれども、前回は質問させていただきましたけれども、改めて今回の新しい高等学校再編計画と、今県が進めております岩手県ふるさと振興総合戦略のふるさとの未来を担う人づくりプロジェクトとのかかわりについてお伺いしたいと思います。そこが肝ではないかと思っておりますので、お願いいたします。

○木村高校改革課長 高校再編と岩手県ふるさと振興戦略のかかわりについて、県では地方創生に向けて岩手県ふるさと振興戦略を策定し、その中で、御指摘のとおり、ふるさとの未来を担う人づくりプロジェクトにおいて、高校教育の一層の充実と小規模校における教育の質の維持を目指すこととしております。具体的には、岩手の復興を支える人材育成に資する高校教育の一層の充実や小規模校を中心に地元市町村との連携、協力を得まして、特色ある小規模校の運営に取り組むこととしており、新たな高等学校再編計画案でもこうした点を考慮した内容としているところです。

特にも地方創生の取り組みには、地元の高校の存続が必要という意見にも配慮し、近隣高校への通学が極端に困難な地域の高校については、特例として1学級であっても一定の生徒数を維持できる限りは存続させていくこと等、全県において教育の機会を保障しようとするものです。

今後、各市町村における地方創生の取り組みも踏まえながら、市町村と地域の高校が十分連携を図っていけるよう取り組んでいきたいと考えております。

○小西和子委員 今子供の貧困がクローズアップされております。その高校がなくなったならば高校に進学できないとか、家庭の負担が非常に大きくなるといったことで、貧困の連鎖が断ち切られない、連鎖がつながっていくということのないように、高校を卒業することが一つのステップなので、そういうこともぜひお考えいただきたいと思えます。

岩手県は確かに財政が苦しいですけれども、どの知事の時でしたか、教育立県と言っているのです。ほかの県に行っていれば、もっと充実した高校教育が受けられた、岩手県だから受けられなかったということのないように、高校再編計画、改めるところは改めて

いっていただき、岩手県の子供たちの幸せにつながるような計画に変えていっていただきたいと思います。教育長から一言いただいて終わります。

○高橋教育長 教育に対する思いについては、委員からお話がありましたように、岩手をつくっていくのは人、そして人をつくる岩手、これは知事が総合教育会議の場等さまざまな場面でおっしゃっておりますけれども、教育に力を入れていくという基本的な大きな課題として受けとめつつ、教育行政を推進していきたいと考えております。

それで、今般の再編計画案については、県もちろんですけども、市町村を含めて、地方版の総合戦略を策定して、この岩手を盛り上げていこうという大きな流れを教育行政の場でも大きく受けとめながら、この再編計画を策定していくという基本的な考えを持っております。具体的には、自然増はなかなか難しい。自然増に大きく期待するというよりは、社会増に大きく期待したい。そしてまた、それを阻むようなことは、高校改革の中でできる限り避けていきたいという考えを持っておりまして、今後なおさまざまな意見を伺ってまいりますけれども、今後とも市町村ともども手を携え、連携協力しながら、教育環境の整備に努めていきたいと考えております。

○高橋但馬委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになければ、これをもって新しい高等学校再編計画について、調査を終了いたします。

この際、何かありませんか。

1 回休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 では、再開いたします。

この際、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○斉藤信委員 3 点お聞きしたい。一つは、本当は高校再編計画にもかかわるのだけれども、18 歳選挙権がことしの参議院選挙から適用される。主権者教育というのは、大変重要なテーマであるというふうに思っております。その際、憲法、教育基本法、国連子どもの権利条約、この大原則に基づいた主権者教育が行われる必要があるだろう。その点では、高校生の政治活動というのは条件をつけず、全面的に保障されるべきだと考えますが、文部科学省から新しい通知もなされていますけれども、その通知の中身と、県教育委員会としての主権者教育をどう進めようとしているかお聞きをいたします。

○岩井高校教育課長 通知につきましては、何種類かありまして、一つは主権者教育を高等学校の教育においてしっかり進めるようにという、文部科学省から県教育委員会に対し、

高校に対する教育の内容について通知されたものです、一般的に言われる主権者教育について。それから、それに伴って副教材が作成されまして、その副教材の活用について示されたものです。そして、昭和44年に出された政治的活動についての見直しを図る新たな政治的活動についての通知です。それに基づいて、高校に対して通知を行い、3年生については卒業までに適切に時期を見て主権者教育を行うということを通知しています。

県としては、県選挙管理委員会、あるいは市町村の選挙管理委員会と連携して、きょうの新聞報道にもありましたが、模擬投票などを通じて、具体的に生徒に投票についての理解を深める、あるいは選挙についての理解を深める教育を行っております。卒業を控えた時期で、学校においては時間をどのように捻出するかというところは苦労しているかと思いますが、卒業までには何とか時間を見つけて指導されるものと見ております。

政治的活動については、昭和44年の通知が見直されましたが、校内における政治的活動については従来どおりできないもの。校外については、保護者の判断で参加できるとされております。ただし、学業に影響を及ぼすような行き過ぎた活動については、それなりの制限が必要とされてはおりますが、主権者教育、政治的教養を育む教育の中身においては、具体的な政治的事例を取り上げて学ぶこととしておりますので、校内での政治的活動は禁止されておりますが、具体的な政治の中身について学びを深めることによって、生徒一人一人が主体的に政治的な判断ができるように力を育むことは可能と考えております。

○斉藤信委員 私は冒頭で、主権者教育の大前提が憲法であり、憲法に基づく教育基本法であり、国連子どもの権利条約だと指摘をいたしました。憲法19条、思想、良心の自由は、全ての国民の内面の自由を保障し、21条、集会、結社、表現の自由では、集会、結社及び言論、出版、その他一切の表現の自由はこれを保障する、これは高校生も同じなのです。高校生だけ規制される法的根拠はないのです。だから、学校内での政治活動規制というのは憲法違反だと思います。法律上その根拠はないと思いますが、そのことをお聞きしたい。

日本政府も批准している子どもの権利条約は、18歳以下の全ての子供に政治活動の自由を認めています。具体的には、12条、意見表明権、13条、表現、情報の自由、14条、思想、良心、宗教の自由、15条、結社、集会の自由、これがグローバルスタンダードなのです。日本政府が、本来、日本の国内法に優先して実施しなくてはならない国連子どもの権利条約はこうなっているのです。だから、今の答弁だと学校内は規制されているということですが、これに法的根拠はありますか。

○岩井高校教育課長 御指摘のとおり、日本国憲法等において、国民全てに政治的活動の自由が保障されているということは承知しておりますが、一方で、高等学校、政治的中立性の確保、あるいは静ひつな学習環境の確保の必要性の観点から、教育においては学校内の活動が制限されることはやむを得ないことであると捉えております。

○斉藤信委員 答弁になっていないのです。法的根拠はあるのかと聞いたのです。いいですか、憲法に反する法律があったら、これは憲法上効力を発しないのです。憲法上の権利で高校生と国民に違いはないのです。そのことをあなたがはっきり答弁できなかつたら、

答弁不能ということになります。法的根拠がないのではないですか。

○岩井高校教育課長 法的根拠についてですが、先ほども申しましたとおり、政治的活動の自由は保障されておりますが、一方では政治的中立性の確保という要請もあります。

○斉藤信委員 何の法律ですか。

○岩井高校教育課長 教育基本法第 14 条第 2 項にあります、政治的中立性を確保することが求められておりますので、それが根拠になると考えています。

○斉藤信委員 政治的中立性の確保というのは学校教員に求められているもので、生徒に求められているものではないのです。わかりますか、その違いが。

○岩井高校教育課長 教員が行う教育活動ですので、その教育活動の一環として政治的中立性が求められるということで、授業においても政治的中立性が求められますし、教育活動を展開する学校という中では、生徒も同様に政治的活動が制限されるものと考えております。学校教育法第 50 条及び第 51 条、それから学習指導要領で定められている高等学校教育の目的、目標を達成する上で、学校は生徒を教育する公的な施設でありますし、学校の設置目的を達成するために、高等学校の各校長は必要かつ合理的な範囲内で生徒を規律するという包括的な機能を有していると捉えております。

○斉藤信委員 政治的中立性の確保というのは、私が言ったように、学校教員のいわば授業に求められているものなのです。高校生の政治活動を規制する根拠には全くならないのです。法的根拠がないから、新通知がどういう仕組みで政治活動を規制しようとしているかということ、結局学校長なのです。いわば法的根拠がないから、実は学校長の責任で規制しなさいという仕組みなのです。だから、高校生の政治活動を規制する法的根拠はないのです。これを規制したら憲法違反ですからね。そういう意味で、文部科学省はいろんな通知で、今までの一律の規制は見直しましたが、残念ながら、憲法、教育基本法に基づいた、国民一人一人と同じような高校生の主権者としての権利が規制されるとしたら、私は極めて重大だと思います。

その点で、教育長に聞きましょう。今の議論を通じて、高校生の政治活動というのは憲法上、そして国連子どもの権利条約から見て、全面的に政治活動が保障されるべきだと、規制されたら憲法違反だという立場に立って、正確に主権者教育に取り組むべきだと思いますが、いかがですか。

○高橋教育長 今般の法改正を受けて、各都道府県に対する具体的な通知等のあり方について、国会の場でもさまざま議論がなされてきたと承知しております。本来それぞれの法令というものは、上位規範である憲法、条約等を踏まえつつ策定されるべきものと考えておまして、その中で例えば憲法で基本的人権が保障されている、それは日本国民固有の権利としつつも、これが公序良俗に反するとか、それから社会の安定に反しないか、やはりそういう中で一定の規制がなされることは合理的な理由があれば、それは可能であると思っております。

今回文部科学省からそういう通知を受けまして、今後その運用についても、全国でさま

ざまな動きが出てこようかと思しますので、まずもってこれを円滑に導入するということを踏まえつつ、今後のあり方については、我々としてもさまざま研究してまいりたいと考えております。

○齊藤信委員 教育基本法はどういうふうに規定されているかという、教育基本法第8条、政治教育、良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。第2項として、法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。いいですか、法律に定める学校はなのです。規制されているのは高校生ではないのです。ここの違いはしっかり詰めて。教育基本法の解説ではこうなっております。教育基本法で定めた政治教育とは、国民に政治的知識を与え、政治的批判力を養い、もって政治道徳の向上をもって施される教育である。これは、政治活動の自由が保障されなかったら、こういうことは達成できないのです。

最後にもう一つ指摘をしますが、副教材を残念ながら全部は見えていないのだけれども、この副教材の中でもこう言っているのです。政治的に対立する見解がある現実の課題を取り扱うことは、生徒が現実の政治について具体的なイメージを育むことに役立つと。一部にこういうのがあったのです。北海道の選挙管理委員会が出前講座で集団的自衛権をテーマにしたら、それは問題だというのです。これは後で撤回されました。憲法の問題をテーマにしたら、これは偏向教育だと。今学校の中に異常な自粛があるのです。本来の精神から逸脱したそういうこともありますので、私は憲法、教育基本法に基づいて、そして何よりも国連子どもの権利条約に基づいて、高校生のこうした権利が全面的に保障されてこそ、社会人としての力を身につけることができると思います。実際に集団的自衛権、戦争法に反対するさまざまな諸活動で、今高校生が自主的に声を上げ始めています。私は、新しい進歩だと思っています。そういうことが規制されてはならないのであって、その点を私は強く指摘しておきます。

二つ目の問題に入ります。高校教育で観点別評価が来年度から実施されると聞いて、私大変びっくりしました。観点別評価というのは、義務教育の段階では意欲、関心、もう一つ何でしたか。本当に抽象的な評価で生徒を評価するやり方で、私は義務教育の段階で既に破綻していると思います。それを今度は来年度から高校教育で進めると聞いて私は大変びっくりしたのだけれども、この観点別評価をなぜ来年度から高校教育の中で実施することになったのか、その経過について。文部科学省がそういう方針を出しているのか、これが第1点。

第2点は、そのために既にどういう取り組みをしているのか、これからするのか。現場では、今までの生徒の出欠状況を全部パソコンに入れ直しているとか、深刻な多忙化が進んでいます。今学校の先生が子供たちと向き合う時間がないというときに、なぜ新たなこんな無駄な仕事をしなくてはならないのか。私は、本当に子供たちを中心にした高校教育を進める上では障害にしかならないのではないかと思うけれども。

そして、三つ目は、その観点別評価の具体的な中身です。どういう観点別の評価をして、

それは何に役立つのか、何のためにやるのか、このことについてお聞きをしたい。

○岩井高校教育課長 観点別評価の導入の経緯についてですが、小中学校においては既に導入され定着している状況です。高校においては、文部科学省における中央教育審議会の指摘にもありますが、小中学校よりおこなわれているとの指摘があります。観点別評価は、現行の学習指導要領の前の学習指導要領が、平成15年あたりから小中高校に段階的に導入されておりますが、前学習指導要領において、観点別評価に基づいて指導した内容が児童生徒にどの程度しっかり定着しているかというものを評価し、それをさらに教員の指導力の改善につなげるように、いわば指導と評価の一体化と言われておりますが、それに資するようというところで導入されております。

前学習指導要領においては、小中高校において観点別評価を導入するよううたわれており、小中学校については定着しておりますが、高校はまだ不十分なところがあり、現行の学習指導要領においても引き続き観点別評価をすることが強く求められております。現在検討が進んでおります次期学習指導要領においても評価のあり方についてはさらに深める必要があるとされております。ただし、教員の負担については軽減する配慮が必要だとされておりますので、今後の観点別学習評価については、教員の指導と評価の一体化を進める上でも必要とされる評価と考えております。

本県においては、前学習指導要領の際にはなかなか導入が進まなかったわけですが、生徒の学力の状況、教員の指導力の状況等も踏まえて、平成23年度に導入を決定いたしました。完全実施は平成28年度と定めて、5年間にわたり段階的に準備を進めてきました。

具体的な取り組みとしては、各教員に対する初任者研修、5年目研修、あるいは10年目研修、そして授業力向上研修等を通して観点別評価の理解を図ってきましたし、各学校で定めている担当者を集めた研修会も行ってきました。そして、教員負担への配慮ですが、確かに負担はふえますので、その負担軽減のために校務支援システムを導入して、負担軽減を図ろうとしております。それについても3年間にわたって段階的に、平成25年度は7校、平成26年度は27校、平成28年度に残り全ての高校に導入して、平成28年度から全面稼働という日程としております。

校務支援システムについても、今までなかったものが入りますので、なれるまでの間は確かに負担が増すと思われれます。ただし、現在運用している教育行政ネットワーク、GWと略してありますが、これも導入当初はなかなか定着されなかったのですが、現在は、これなしでは校務が成り立たないほど完全に定着しておりますので、校務支援システムについても、導入後は教員がなれることによって観点別評価の負担軽減につながるものと期待しております。

それから、観点別評価の中身ですが、なぜやるかということですが、従来のテスト、期末考査をやって点数をつけるだけの評価ではなく、もう少し目的、目標を踏まえて、観点別に4つの観点、教科によっては言い方が変わってきますが、一般的な、関心・意欲・態度、思考・判断・表現、技能、知識・理解といった4つの観点に、生徒の学習の状況を

分析的に評価して、その分析評価に基づいて、生徒、保護者にとっては今後の学習活動につながるように、教員にとっては自分の授業力の改善につながるように、先ほどから申し出ておりますが、指導と評価の一体化を目指して行われているものです。

導入に当たっては、形だけにならないように、目的を踏まえてしっかり意義のあるものになるように、今後もしっかり取り組んでいきたいと考えています。

○**斉藤信委員** 観点別評価、校務支援システムをやっても教員の負担がふえるということは認めました。大体生徒一人一人に関心、意欲、態度その他で評価するというのは、小中学校がそうでしたけれども、毎日毎日生徒を評価しなければならないことになるのです。大体小中学校で子供一人一人に接する時間がない、いじめの実態も把握できない、こんな事態が起きているときに、そんなことができるわけがないではないですか。毎日毎日、生徒をそうやって関心、意欲、態度で評価するなんてことはできないし、全く必要のないことです。私はそう思います。

関連して聞くけれども、高校で80時間以上、100時間以上、超過勤務している先生は率と実数でどのぐらいいますか。

○**今野教職員課総括課長** 確認した上で改めて答弁します。

○**斉藤信委員** 観点別評価の全国的な実施状況はどうなっているでしょうか。

○**岩井高校教育課長** 47都道府県の実施状況は把握しておりませんが、本県における導入に当たっては、神奈川県が先進的に取り組んでいる県ですので、神奈川県に視察に行って、いろいろと情報提供を受けております。それに基づいて進めております。

○**斉藤信委員** 47都道府県の実施状況を把握していないというのは極めて無責任ですね。全国的な状況を把握してください、いろんな課題も問題も出ているのだから。小中学校も含めて高校もそうだけれども、先生方がゆとりを持って、子供たち一人一人に本当に寄り添った教育ができるかどうかです。今それができていないのです。いじめ問題の根本にあるのはそれなのです。子供たち一人一人に寄り添った、一人一人の悩み、苦しみをつかめるような教育がされていないから。ところが、今度は観点別で生徒を評価する。これは、上から目線なのです。これは寄り添うという発想ではないのです。私は、そういう意味でこの観点別評価の実施というのは大変問題があるというふうに思っています。

最後の問題に入ります。先ほどの高校再編で聞きそびれたのだけれども、統合にかかわる校舎制の問題です。岩手型の校舎制と言っていますね。これは分校と本校とも違うと。青森県で校舎制が実施された経過もありますが、青森県の校舎制とも違うという意味でしょうから、岩手型の校舎制というのはどういう中身、特徴を持つものなのかを示してください。

○**木村高校改革課長** 本県で導入しようとする校舎制の具体的なイメージですが、学校運営において統一した基本方針のもとに複数の校舎を使用して、一つの学校として機能させるというもので、従来の本校、分校とは異なり、大学におけるキャンパス制のイメージです。

校歌、校章、制服については一つの高校として共通のものを使用し、それぞれの校舎での授業を基本とし、必要に応じて教員が校舎を移動して行う校舎ごとの授業と、生徒が移動して授業を合同で実施することで、多様な交流機会、そして社会体験の場を広げる複数の校舎の合同授業を効果的に組み合わせることを想定しております。このほかに、生徒数の増に伴う部活動の活発化、専門学科高校の実験実習施設の有効活用等のメリットがあると考えております。

なお、青森県の校舎制ですが、実情としては、本県における本校、分校の関係に近いものと認識しております。

○**斉藤信委員** 今説明がありました、本校、分校と今度の校舎制はどこが違うのか、ここもちょっと示してください。

そして、例えば久慈東高校と久慈工業高校の場合なのですけれども、結局工業科1学科になるのです。そうした場合に、教員の確保という点でメリットがあるのかないのか。そのことによって必要な教員が専門教育も含めて確保できるのか。その二つの点を示してください。

○**木村高校改革課長** 校舎制と本校、分校の違いですが、校舎制は専門学科高校が小さくなる際に、その学科の専門性を維持し、生徒の選択肢を確保するための一つの方法として考えているものです。本校と分校では、それぞれ1校としての運営になりますが、校舎制は複数の校舎を1校として運営し、それぞれの校舎を有効活用することによって、学校の規模を生かした学校運営が可能となるということで、小さくなった専門学科高校を専門学科や実習のみに使うのではなく、普通科教諭の他校舎への派遣などにより、それぞれの校舎での学習を行いながら、多様な交流機会や社会体験の場を広げる合同学習を組み合わせることによって活性化されることを考えているものです。

そして、本校と分校ですが、こういった形で学校規模を生かした学校運営が可能となるということで、普通科と専門学科の校舎制の場合、普通科で就職を希望する者が専門学科の教諭による就職指導を受けられることにより進路の幅が広がることや、商業と工業というような専門学科同士の場合には、工業科で進学希望者への対応が可能となること、そして工業科への求人を学校全体で活用できるなど、就職指導の幅が広がること等も想定されるものです。

〔斉藤信委員「教員の確保」と呼ぶ〕

○**木村高校改革課長** (続) 教員の配置ですけれども、本校、分校では、分校は1学級規模での教員配置になりますが、校舎制は、二つの校舎ですと、例えば4学級プラス1学級になりますと、5学級規模の教員配置の中で、A校舎、B校舎という形での学校運営が考えられることから、メリットが出てくるのではないかと考えております。

○**今野教職員課総括課長** 先ほどの超過勤務について、今年度の第2四半期で申し上げますが、県立学校全体で80時間以上100時間未満の教員の割合は3.8%です。同じく100時間以上ですが、5.2%となっております。

〔齊藤信委員「実数は」と呼ぶ〕

○今野教職員課総括課長 (続) 実数については、今数字を持ち合わせておりません。

○齊藤信委員 後で実数を示してください。それで、合わせるとこれは9%です。10人に1人近いです。これは過労死水準なのです。だから、今高校教育全体でこういう過労死水準で働かされている人が10人に1人いる、こういう中で、また新たな複雑な課題を押しつければ、本当に高校教育は高校再編をやる意味がなくなるぐらい矛盾を抱えることになると思います。そのことを指摘して終わります。

○高橋但馬委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって本日の調査を終了いたします。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦勞さまでした。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、委員会調査についてお諮りします。当委員会の2月の県内調査についてであります。お手元に配付しております平成27年度商工文教委員会調査計画(案)のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加お願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。